

令和6年能登半島地震からの復旧・復興に関する決議

令和6年能登半島地震の発生から9ヶ月余が経過し、被災自治体の復旧・復興に向けた懸命の取り組みや、国や県、全国各地からの支援により、インフラの応急的な復旧や仮設住宅の建設、被災家屋の解体等が進められている。

しかしながら、本格的な復旧・復興には、半島地域の地理的特性、資材価格の高騰や人材の不足、広範な液状化地域の対策等による長期化が懸念されるほか、9月21日からの豪雨で、地震との複合的な被害により、住宅の流出や浸水をはじめ、道路や農地等に、壊滅的な被害が生じており、被災地の人々にとって依然、先行きの見えない状況が続いている。

加えて、最も被害が大きな奥能登地域は、人口減少と高齢化の進行が著しく、被災者だけの力では早期の生活再建は極めて困難な状況にある。

よって、国においては、地域の実情を十分に踏まえながら、一日も早い被災者の生活再建、被災地の復旧・復興に向けた取組を強化、加速していただくとともに、下記事項について、既存の法制等にとらわれることなく、また、被災地全体に同一の保障と財政措置を基本に、継続的かつ万全の措置を講じるよう強く要請する。

記

1 生活関連インフラの早期復旧に向けた支援

道路・橋りょう・港湾の迅速な復旧をはじめ、上下水道等ライフラインの早期復旧や漁港等の公共土木施設、医療施設、福祉施設、文教施設、農林水産業、産業基盤等の早期復旧・復興を図るとともに、国による全面的な財政支援措置を講じること。また、原形復旧にとどまらず、より耐震性や防災機能を高めた復旧を行うこと。

2 液状化被害地域の復旧

- (1) 広範な液状化被害地域の復旧は、専門的な知識を要することから、国において必要な技術的支援を講じること。また、側方流動により地盤のずれが生じている民間宅地の境界復元に係る支援メニューを創設すること。
- (2) 液状化被害地域においては、建物における罹災判定区分が低い場合であっても、外構施設や給排水設備などの被害により、多額の修繕費用を負担する被災者も多くあることから、被害の実態に応じた支援を講じること。

- (3) 被災宅地を含めた液状化エリアの一体的な対策について、自治体の財政負担を軽減するため、特段の財政措置を講じること。また、対策工法によっては、維持管理費が恒久的に必要となることから、将来自治体が負担する経費についても、財政措置を講じること。

3 被災者の避難生活支援

被災者生活再建支援金について、住宅に被害を受けた全ての方が、早期に生活の再建を行えるよう、支給額引き上げ及び支給対象の拡大を図ること。

4 災害公営住宅の整備

- (1) 災害公営住宅の整備について、被災自治体の財政負担が過剰とならないよう、激甚災害において適用される災害公営住宅の補助率を東日本大震災時と同程度まで嵩上げすること。
- (2) 応急仮設住宅を災害公営住宅として引き続き使用したい高齢者のため、応急仮設住宅の再利用を含めた整備や、入居制度の緩和について検討し、実施すること。

5 専門職及び技術者等の人材派遣及び技術的な助言

災害からの復旧・復興に不可欠な土木・建築等の技術職や住民の健康維持を支援するための保健師等の専門職などの人的支援が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣体制の整備に努めるとともに、財政措置を拡充すること。

6 災害廃棄物の処理支援

- (1) 公費解体の適用範囲を拡充するとともに、国による全面的な財政支援措置を講じること。
- (2) 震災で生じた大量の災害廃棄物を早急に処理するため、ごみ処理施設・し尿処理施設の緊急仮復旧及び本格復旧をはじめ、仮置場の設置や災害廃棄物の輸送などに対し、必要な支援を講じるとともに、被災自治体負担額の更なる軽減を図ること。

7 災害復旧・復興に向けた支援

- (1) 災害復旧・復興に取り組む地方自治体などに対し、半島地域の特殊性や資材価格の高騰等の現状を踏まえた実効性のある財政措置を早期に実施するとともに、本格的な復旧・復興のため、中長期的な財源が確保されるよう、必要な財政支援を講じること。また、災害救助法の適用のない近隣自治体についても同様の措置を講じること。
- (2) 甚大な被害を受けた地域の補助・直轄災害復旧事業については、本格復旧工事の完了までに相当の時間を要することから、過年災となる補助災害復旧事業債の充当率を現年災と同率とする特例措置を講じること。
- (3) 災害復旧関連の補助申請にかかる事務手続きを極力簡素化するなど、柔軟な対応を図ること。
- (4) 利用のない農業用ため池の災害リスクが高まっていることから、農業用ため池の廃止に関する実施要件を緩和し、廃止を集中的に進めること。
- (5) 被災により医療・介護行為等が制限されている医療・福祉施設の運営並びに施設や設備の復旧・再建に向けた特段の財政措置を講じること。
- (6) 被災地域の公立病院が医療体制を維持できるよう、収入の減少を補てんする新たな枠組みを創設すること。
- (7) 被災した学校施設や社会教育施設等、公共施設の解体・建替・修繕等は、被災自治体に大きな財政負担となることから、支援を求める自治体の実態に即した財政措置の充実を図ること。
- (8) 指定避難所や緊急避難場所となっている地域コミュニティ施設の災害復旧事業や機能強化等に対し、十分な財政支援を講じること。
- (9) 被災した配水管の復旧に際し、新たな被害を防止するため、破損箇所限定せず、一体的に布設替えができるよう災害復旧費補助の対象を拡大すること。
- (10) 上下水道の早期復旧と地方公営企業の経営安定等を図るため、災害復旧事業に係る補助対象の拡充、補助率の嵩上げなど、特段の財政支援を講じるとともに、地方公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金に係る地方財政措置について、事業費の全額が特例措置の対象となるよう、財政措置の拡充を図ること。
- (11) 下水道料金の引き上げは、被災地の生活再建に支障を及ぼすことから、社会資本整備総合交付金における重点配分の要件のうち、下水道料金改定期限の実施予定時期を延期すること。

8 避難者の受入を行う自治体等への支援

- (1) 広域的に避難者受け入れを行う自治体や福祉施設が、万全の被災者支援を行うことができるよう、人的支援体制の更なる構築と財政支援の拡充を図ること。
- (2) 迅速な支援のため、受入自治体の判断で行った各種支援が、災害救助法の対象として認められないケースも多く存在することから、災害救助法に基づく災害救助費負担金の対象事業の拡大、対象経費の柔軟な対応、限度額の見直し等財政支援の拡充を図るとともに、発災時への遡及適用とすること。
- (3) 個人宅等、避難所以外で被災者を受け入れている者の経済的負担軽減策を講じるとともに、発災時への遡及適用とすること。

9 商工業及び農林水産業の復興に向けた支援

- (1) なりわい再建支援事業など被災事業者に対する支援制度を拡充強化し、中長期的に措置するとともに、被災地域と関連する事業者に対しても被災事業者と同様の支援措置を講じること。特に、なりわい再建支援補助金について、復旧に際し、原状回復にとどまらず、生産性を向上した新たな設備への建替、入替が行えるよう、支援措置の拡充を図ること。また、既存補助事業の申請手続きの簡素化・迅速化を図ること。
- (2) 事業活動の休業や縮小を余儀なくされた事業所に対する雇用調整助成金の特例措置の複数年にわたる延長を行うとともに、助成率の更なる引き上げを行うこと。また、営業補償のほか、新店舗や仮店舗への移転費用の支援を行うこと。
- (3) 農業用施設や農地、漁港等の災害復旧事業については、応急措置を含め早期の事業完了に向けて、特段の措置を講じるとともに、本格的な復興に対応する中長期的な予算の確保や補助率の嵩上げ等についても、特段の財政措置を講じること。また、農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）について、農機具格納庫を複数棟に分割して再建するための要件を緩和するとともに、中長期的な財政支援措置を行うこと。

10 観光産業の復興及び観光客回復に向けた支援

- (1) 被災した宿泊施設の事業再開に向け、インフラ等の早期復旧を図るとともに、施設の改修や、従業員の維持、確保に向けた支援措置を講じること。

- (2) 被災地域にある旅館、ホテル及び観光施設の復興及び経営の安定化に向け、自治体等が行う取組を支援するとともに、観光需要喚起のための施策を中長期的に講じること。
- (3) 間違っただ情報や誤解を招く情報、風評被害を防止するため、適切かつ正確な情報を徹底して提供し、周知すること。

11 文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧に向けた支援

震災により損壊した文化財・重要伝統的建造物等の早期復旧について、所有者の費用負担の更なる軽減を図るとともに、専門家の派遣などの全面的な支援を行うこと。

12 今後の防災対策

- (1) 今回の震災を踏まえ実施する地域防災計画や各種ハザードマップの更新や整備などに十分な財政措置を講じること。
- (2) 民間施設の借り上げなど、避難所確保のための制度整備及び財政措置を講じること。
- (3) 傷病者の広域搬送について、県域を廃した体制を構築するとともに、病院等による2次避難者の受入に関するマニュアルを整備すること。また、電子カルテ情報共有サービス（仮称）の早期整備を推進すること。

以上 決議する。

令和6年10月11日

第185回北信越市長会総会